

4. 橋梁点検の対策区分と健全度

5年に1度、「群馬県橋梁点検要領【令和3年度改定版】」に沿って、近接目視での定期点検を実施し、点検結果に基づき対策区分(※4)の判定を行います。

なお、健全度(※5)については対策区分の判定に基づき表4のとおりとします。

表4 橋梁点検の対策区分と健全度

状況	対策区分	健全度
維持工事で対応する必要がある	M	—
損傷が認められない	A0	I
損傷が軽微で補修を行う必要がない	A	I
状況に応じて補修を行う必要がある	B	I
予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある	C1	II
橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある	C2	III
その他、緊急対応の必要がある	E2	IV
橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある	E1	IV
損傷の進行状況を確認するため、追跡調査を行う必要がある	S2はBと同じ	I
原因の確定など、詳細調査を行う必要がある	S1はC1と同じ	II

※4 対策区分…橋梁定期点検により各橋梁の健全性の状況を示す指標。

※5 健全度…橋梁を維持管理していくうえで、健全性を一定水準に保つための基準で、点検結果によりその水準を下回る場合は補修を行い、健全性を一定に保っていくためのもの。